

2024（令和6）年2月23日

Sakura2 合同会社

職務執行者（代表取締役） 田近 洋子 様

釧路自然保護協会 会長 神田 房行

公益財団法人 日本野鳥の会釧路支部 支部長 黒澤 信道

公益財団法人 日本鳥類保護連盟釧路支部 支部長 本藤 泰朗

一般社団法人 北海道自然保護協会 会長 在田 一則

（仮称）HOKA7 太陽光発電事業計画の中止を求める要望

貴社が計画している「HOKA7 太陽光発電事業」の計画段階環境配慮書によると、同太陽光発電事業の事業実施想定区域は北海道白糠郡白糠町と釧路市音別町の境界に位置する馬主来沼（パシクルトウ）北西側の約 330 ヘクタールの土地（中音別 630-194）となっています。

国の特別天然記念物タンチョウやオジロワシをはじめとする多くの希少種の生息地であるとともに、環境省「重要湿地」（「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」）や北海道「すぐれた自然地域」に選定されています。また馬主来沼の東の白糠町側は「アイヌ伝統文化空間（イオル）」とされ、全域が町立自然公園として保護されています。また、西の釧路市側は美しい自然景観から釧路市は「音別新八景」に選定し、ともに周辺住民にとっても親しまれています。

特に、馬主来沼北西側の約 330 ヘクタールの土地はタンチョウやオジロワシの営巣地であり、「重要湿地」内であると同時に「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」（令和5年7月策定）第5条の「設置するのに適当でないエリア」（「津波災害警戒区域」「保安林」など）にも該当します。

さらに、令和5年12月の複数の新聞等の報道によると、環境影響評価法に基づくアセス審査期間中にも拘わらず、当該事業に関連して貴社がおこなった大規模な土木工事に対して森林法や釧路市普通河川管理条例に関わる違反行為として行政処分がなされたとのこと。当地は希少猛禽類の営巣に適したミズナラ、ヤチダモなどの大径木が多く残されており、河畔にはヤチボウズの大群落が形成されるなど稀有な自然環境が残されています。また海岸線に近く、渡り鳥の中継地やルート上に位置する立地条件から考えても生物多様性上きわめて重要な場所と考えます。

私たちは再生可能エネルギーに反対するわけではありません。しかしながら、事業実施想定区域とされる約 330 ヘクタールの土地は上記のように地域の自然環境や生物多様性、景観、文化、生活、防災、観光面等の観点から非常に重要な場所になっており、同区域内

における大規模太陽光発電事業が地域の自然環境や社会と共生することは極めて困難と思われま

す。再生可能エネルギーの導入に当たって、事業者は事業が生物多様性を含む自然環境にどのような影響を与え、その結果どのようなリスクが生じる可能性があるかを評価して情報開示をすることが求められています。投資家や金融機関はその開示情報をもとに事業者のリスクを評価し、投資に反映していくこととなります。既に気候変動の分野ではTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）と呼ばれる取組が先行しており、今後、生物多様性分野でもTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の取組が進んでいく見込みです。このように、生物多様性の保全等の自然資本を持続的に利活用していくことがビジネスにおける主要課題と捉える考え方が国際的な潮流となってきました。

当該事業実施想定区域は様々な影響が懸念され、その影響の程度はあまりにも大きく、環境配慮措置で低減することによって地域と折り合えるというものではありません。また多くの地元住民や学識経験者が反対している中において無理に進めることが貴社の長期的な利益を考えても賢明な判断とは思えません。したがって、単なる埋め戻しではなく、植生の原状回復を行うとともに、当該事業計画については早期に中止していただくように要望致します。

貴社として（仮称）HOKA7太陽光発電事業計画を中止する考えがあるのかどうか、

令和6年3月8日までに釧路自然保護協会あてに文書で回答していただくようお願いいたします。なお、いただいた回答については釧路自然保護協会のウェブページで公表させていただきます。